

令和4年9月相模原市教育委員会定例会

日 時 令和4年9月14日(水)午前9時30分から午前10時43分まで

場 所 相模原市役所 第1特別会議室

日 程

1. 開 会

2. 会議録署名者の決定

3. 議 事

日程第 1 (議案第42号) 相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について(生涯学習部)

日程第 2 (報告第15号) 相模原市学校給食費の管理に関する条例施行規則について(学校給食課)

日程第 3 (報告第16号) 相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について(学校教育課)

日程第 4 (報告第17号) 相模原市図書館事業評価について(図書館)

出席者(4名)

教 育 長 鈴 木 英 之

委 員 平 岩 夏 木

委 員 宇 田 川 久 美 子

委 員 白 石 卓 之

説明のために出席した者

教 育 局 長 高 橋 良 明 学校給食・規模適正化 片 岡 聡 一
担 当 部 長

学 校 教 育 部 長 細 川 恵 生涯学習部長 増 田 美樹夫

教 育 局 参 事 兼 教 育 総 務 室 長 兼 杉 千 秋 教育総務室総括副主幹 的 場 秀 剛
(総 務 企 画 班)

教 育 局 参 事 兼 学 校 給 食 課 長 鈴 木 一 広 学校給食課総括副主幹 杉 崎 等
(会 計 管 理 ・ 中 学 校 班)

学 校 教 育 課 長 松 本 祥 勝 学校教育課総括副主幹 前 島 利 広
(人 権 ・ 児 童 生 徒 指 導 班)

生涯学習部参事 兼生涯学習課長	松 本 隆 人	生涯学習課総括副主幹 (計画推進班)	鈴 木 孝 司
生涯学習部参事 兼図書館長	遠 藤 誠	図書館担当課長 (企画・管理班)	天 沼 栄 一
事務局職員出席者 教育総務室主任	栗 原 明 伸	教育総務室主任	阿 部 恵 理

開 会

鈴木教育長 ただいまから、相模原市教育委員会9月定例会を開会いたします。

本日の出席は4名で定足数に達しております。

なお、本日、小泉委員、岩田委員より欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

本日の会議録署名につきましては、平岩委員と白石委員を指名いたします。よろしくお願いたします。

相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について

鈴木教育長 それでは、これより日程に入ります。

はじめに、日程1、議案第42号、「相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」を議題といたします。

事務局より説明をいたします。

増田生涯学習部長 議案第42号、「相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」につきましてご説明申し上げます。

下段の提案の理由をご覧ください。本議案は相模原市立千木良公民館の改修工事の完了に伴い、相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定めたく提案するものです。

1枚おめくりいただきまして、別紙をご覧ください。令和4年3月25日に相模原市議会で原案可決された相模原市立公民館条例の一部を改正する条例により、新たに設置する料理実習室について、1時間あたり使用料を100円とする規定を加えるものですが、附則でこの条例は公布の日から起算して1年1か月を超えない範囲内において規則で定める日から施行することとされているため、この施行期日を令和4年10月22日とするものです。

以上で、議案第42号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 千木良公民館に新たに料理実習室を造られたということですが、今までは

別館に料理実習室があったかと承知していますけども、その別館の料理実習室の使用料も1時間100円だったのでしょうか。

松本生涯学習課長 別館の料理実習室につきましては、面積が広い関係がありまして、使用料は300円としておりました。

白石委員 ということは安くなったということによろしいのですね。

松本生涯学習課長 そうでございます。

白石委員 あと、廃止になる公民館の別館は古かったため、壊されることになるのだらうと思うのですが、その後の跡地の利用についてはどんなようにされる予定なのでしょうか。

松本生涯学習課長 別館については、築年数が56年ということで、耐震の補強をしていない状況でございますので、10月以降に解体をしてまいりたいと思ひまして、解体後は駐車場としての利用を考えております。

白石委員 公民館の駐車場ということでよろしいのでしょうか。

松本生涯学習課長 おっしゃるとおりでございます。

鈴木教育長 ほかによろしいですか。

これより採決を行いたいと思ひます。

議案第42号、「相模原市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について」を原案どおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

鈴木教育長 ご異議ございませんので、議案第42号は可決されました。

相模原市学校給食費の管理に関する条例施行規則について

鈴木教育長 次に、日程2、報告に入ります。

報告第15号、「相模原市学校給食費の管理に関する条例施行規則について」、事務局より説明をいたします。

片岡学校給食・規模適正化担当部長 それでは、報告第15号、「相模原市学校給食費の管理に関する条例施行規則について」ご説明申し上げます。

本報告は相模原市学校給食費の管理に関する条例の制定に伴い、所要の定めをすることについて報告するものです。当該条例については、本年3月の市議会定例会で可決され、3月28日に公布されております。施行日については、来年の4月を予定しておりますので、

それに伴いまして規則の制定ということでございます。

条例の内容については、参考資料で後ろのほうにつけてございますので、併せて後ほど説明させていただきます。

学校給食費の徴収方法につきまして、教職員あるいは保護者の負担軽減を図ることを目的に、現在の現金徴収から口座振替に変更し、学校で管理している学校給食費を市のほうに移管しまして、市の歳入歳出予算に計上するというので、条例の制定をさせていただきました。今回は、条例制定に伴う所要の規則の制定を報告させていただくということでございます。

別紙の規則をご覧いただきたいと存じます。条例については併せて参考資料をご覧いただきたいと存じます。規則について、条項ごとに簡潔にご説明させていただきます。まず規則の第1条、規則の趣旨といたしましては、今申し上げましたように、相模原市学校給食費の管理に関する条例の施行について、必要な事項を規定するというのでございます。

第2条の定義につきましては、この規則に掲げる用語の意義については条例の例によるということで、条例には学校給食あるいは学校給食費、保護者といった部分の定義がございますので、それをそのまま引用するというのが第2条でございます。

第3条の学校給食費、その額と学校給食費を徴収する学校につきましては、1枚おめくりいただきまして、別表第1に市立小・中学校及び義務教育学校を規定するというので、現在私会計で行っている小・中学校が該当してくるということでございます。

第4条の学校給食費の額につきましては、学校給食を受けた月における額を別表第2に、小学校、義務教育学校の前期課程については月額4,600円、中学校、義務教育学校の後期課程については月額5,300円ということで規定させていただいたということでございます。

第5条の学校給食費の納付につきましては、1枚おめくりいただきまして、別表第3に各月の納期限を記載しており、年度末と年度初めを除きまして、翌月の末日を納期限として定めさせていただいているということでございます。

お戻りいただきまして第6条の学校給食の年間実施予定日数につきましては、185日ということで規定させていただいています。

1枚おめくりいただきまして、第7条の学校給食費の調整につきましては、額の調整ということで、主に減じる部分ということになりますのですけれども、第1項といたしましては、学校給食費の年間実施予定日数よりも、学校給食を受けた日が少ないときや第2項の食物

アレルギーによって喫食ができない場合、あるいは第3項の災害でやむを得ず給食を提供しなかった場合について、学校給食費の額に必要な調整を行うことができるということでございます。

第8条につきましては、還付及び充当ということで、これについては給食費の誤納の場合等の、返還の手続を定めているというものでございます。

第9条の違約金の減免につきましては、給食費を納めていない場合、条例上は違約金が14%程度発生するのですけれども、例えば保護者の方が災害、盗難によって被害を受けたり、保護者が亡くなったといった特別な事情がある場合については、その部分の減免の手続を規定させていただいているということでございます。

附則につきましては、冒頭申し上げましたように、来年の4月1日から施行ということでございます。ただし、学校給食の提供に関わる申込その他必要な準備行為については、来年の4月1日以前に行うことができるというような所要の定めをさせていただいているということでございます。

以上で、報告第15号の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。
鈴木教育長 説明が終わりました。

念のため申し上げますが、この事務については、市長事務部局の事務になりますので、教育委員会規則とは違いますので、報告という形になります。

それでは、これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 口座振替になるということで、保護者や先生方の負担は大きく軽減されると思います。気になりましたところでは、第7条で給食の年間実施予定数よりも児童生徒が学校給食を受けた日数が少ないときは、その日数に応じて随時必要な調整を行うことができるとありますけれども、要は欠席された日に応じて、月額から減額して、口座振替を行うという理解でよろしいのでしょうか。

杉崎学校給食課総括副主幹 こちらにつきましては、学級閉鎖等、児童生徒が給食を食べられなかったときに随時減額調整をいたす予定でございます。

以上でございます。

白石委員 出欠席に関わらず、この月額は変わらないという理解でよろしいでしょうか。

杉崎学校給食課総括副主幹 食日数に応じて月額で徴収いたしますが、減額基準がございまして、月の食数が9回以上の場合には月額で徴収いたしまして、8回以下の場合には日数に応じて日額で計算して請求してまいります。

日常の体調不良で欠席した場合等につきましては、既に食材も用意しており、キャンセルができませんので、本人は食べてはいたないのですが、食数に含まれ、徴収は行ってまいります。

以上でございます。

鈴木教育長 若干補足しますと、給食はあらかじめ栄養士が献立を立てて、アレルギー対応の有無等いろいろあるのですが、今、総括副主幹が申しあげましたとおり、当日急に熱が出てお休みしますという場合には、もう当日分の食材は納入されてしまっているのです、その分の減額はしません。ただし、例えばコロナによる学級閉鎖等により、一定日数以上休む場合については、減額基準というのを設けて減額をしようというルールになります。

白石委員 分かりました。ありがとうございます。

あと、口座振替は別表第3に納期限が書かれておりますけれども、この日に口座から引き落とされるという理解でよろしいでしょうか。

杉崎学校給食課総括副主幹 基本的には別表第3の納期限に銀行口座から引き落としをさせていただきます。土曜日、日曜日、銀行休業日については、翌銀行営業日に引き落としをさせていただきます。

以上でございます。

白石委員 その関連で引き落としが可能な銀行についてですが、要は都市銀行、地方銀行、それからネットバンク、または郵便局、数々あるかと思うのですが、そのいずれも引き落としに対応できるということでしょうか。

杉崎学校給食課総括副主幹 引き落としが可能な銀行につきましては、現行の会計課で取り扱っている金融機関になりますので、大体の都市銀行、地方銀行につきましては、引き落としが可能となっておりますが、一部ネット銀行につきましては、引き落としができないところがございます。

以上でございます。

平岩委員 今後の主なスケジュールで「10月保護者向けチラシ配布、ホームページ掲載」とありますが、それ以前にある程度、保護者の方は、口座振替になるということは、ご存じでいらっしゃるのでしょうか。

杉崎学校給食課総括副主幹 保護者への周知でございますが、学校への説明を9月に予定しておりますけれども、それが終わった後に保護者への周知を予定しております。現段階

では保護者に周知しておりません。

以上でございます。

平岩委員 分かりました。給食費の徴収方法が口座振替になることは、いろんな意味で、意味ある変更だとは思っております。ただ、どういうことでも変わり目というのは、保護者の方は必ず戸惑いますので、10月から周知をしっかりとさせていただいて、戸惑いのないようにお願いしたいと思います。

鈴木教育長 よろしいでしょうか。

それでは、この件について、終了させていただきます。

相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について

鈴木教育長 次に、日程3、報告第16号、「相模原市子どものいじめに関する審議会からの答申について」、事務局より説明いたします。

松本学校教育課長 それでは、報告第16号について、ご説明申し上げます。

はじめに、参考資料1のほうをご覧くださいと存じます。

相模原市子どものいじめに関する審議会の概要について、まずご説明申し上げたいと存じます。

1の設置目的等でございますが、本審議会は、いじめ防止対策推進法第14条第3項の規定に基づきまして、いじめの防止等のための実効的な対策について、教育委員会の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、または意見を建議する機関でございます。

今年度につきましては、3、活動内容及び会議開催実績等のところに記載がございますとおり、第1回は7月、第2回を8月、2回開催をしております、様々なご意見をいただいたところでございます。

資料に戻りまして、資料の2枚目、別紙、答申書の写し1ページをご覧くださいと存じます。

本答申書につきましては、教育委員会が令和4年7月6日付で諮問しました事項につきまして、相模原市子どものいじめに関する審議会から答申をいただいたものでございます。

諮問の内容でございますが、諮問事項1といたしまして、市が令和3年度に実施した、いじめ防止等の施策の実施状況の検証について、諮問事項2といたしまして、市立小中学校等が令和3年度に実施したいじめ防止等の施策の実施状況の検証についての2つの事項でございます。

資料の裏面、2ページをご覧いただけたらと存じます。

1の諮問事項1に対しまして(1)市が実施した主な施策に関することについてでございます。

ア、各委員から出された主な意見につきましては、審議会の中で出された主な意見を記載しているところでございますが、(イ)のところでは、いじめの防止等のための施策が継続して行われる中ではあるが、実施状況報告書については、国が示すいじめ防止等のための対策の目的である、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめの対処」の3つに対して、簡潔に整理してはどうか、との意見が記載されているところでございます。

これに関しましては、お手持ちの資料、参考資料の2のほうをご覧いただけたらと存じます。こちらは、本年6月の教育委員会でお伝えいたしました、子どものいじめ防止等に関する施策の実施状況報告書の抜粋でございます。

表紙をめくっていただきますと、1ページ目に基本施策掲載事業等一覧がございます。全部で60の施策がございますが、この60の施策について、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめの対処、この3つの目的に即して整理をしていただきたいというご意見でございます。

こうしたご意見を取りまとめまして、審議会として総括した内容が資料の2ページになりますが、イの提言として示されております。資料2ページのイの提言(イ)のところでは、教育委員会は、市が実施しているいじめ防止等のための様々な施策について、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するといういじめ防止対策推進法の目的に鑑み、いじめの防止等(いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処)のうちいずれにつながる施策なのかを明確にし、目的に対して施策を整理することで、各施策の効果を検証できるよう、実施状況報告書の書式の見直しを検討していただきたい、と示されております。

この提言を踏まえまして、先ほどご覧いただきました資料2の掲載がありました60の施策につきまして、いじめの未然防止、いじめの早期発見、いじめへの対処の3つの目的に対して分類し直しまして、それぞれの施策について、その効果、目的に対して検証するという形式に変更する予定でございます。

続きまして、別紙の3ページをご覧いただけたらと存じます。

(2)市の具体的な取組に関することについてでございます。アのほうでは、(ア)か

ら（ウ）まで各委員から出された主な意見が掲載されておりますが、これらのご意見を踏まえまして、イの提言としまして、（ア）から（ウ）それぞれが示されているところでございます。

アの委員から出された主な意見の（ア）のところを踏まえまして、例で申し上げますと、提言のイの（ア）のところで、「人権感覚の向上が、いじめの未然防止につながるものと捉えている。児童生徒だけではなく、教員や保護者、市民にも幅広く人権感覚を身につけてもらうことが必要である。いじめ防止や人権に係る啓発活動については、多くの市民の目に留まるような啓発方法を工夫してもらいたい。」と示されております。

教育委員会といたしましても、継続的に学校訪問研修を行い、教員の人権感覚の向上に努めているところでございます。また、人権教育指導資料集の内容を校内研修で教員が活用できるように内容の周知を行っているということがございますが、それとともに、今後、人権教育指導資料集につきましては、市のホームページのほうにも公開してまいりたいと考えております。

また、市民に対しまして、人権福祉活動展を行っているところでございますが、この活動展の場所を2か所から4か所に増やしていくことを予定しています。関係各課と連携した啓発活動を行ったり、市民の方により人権教育の活動内容について周知が図られるように工夫した取組を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、資料4ページをご覧くださいと存じます。

2、諮問事項2に対しまして、（1）いじめの未然防止や早期発見の具体的な取組に関することについてでございます。これにつきましてアのほうで、各委員のご意見が（ア）（イ）（ウ）と3点示されており、これらを踏まえまして提言が示されているところでございます。

イの提言の（ア）のほうでは、「いじめの定義の理解や、いじめに関する認識について、引き続き学校間や教員間で差が生じないように努める必要がある。教員の人権感覚の向上がいじめの未然防止につながることから、いじめの定義等、いじめに関する共通理解を図るため、教育委員会が担当者会等を通じて、周知・徹底していく必要がある。学校現場では、児童生徒の間で、相手を尊重した仲間意識が生まれ、お互いを認め合う受容的な学級風土を醸成していくことが肝要である。これが、いじめの未然防止につながる重要課題であり、本審議会の一貫した考え方である。」と示されております。

全国的にもいじめに関する認識につきましては、各自治体で差があるという現状がござ

います。本市におきましても、学校間や教員間で認識の差が依然あるということにつきましては、課題であると捉えております。これまでも担当者間や学校訪問研修等でいじめの定義や認識について周知しておりますが、今後も学校間、教員間で共通認識が図られるよう、引き続き周知徹底をしてまいりたいと考えております。

最後に、資料5ページのほうをご覧いただけたらと存じます。

(2) いじめへの対処の具体的な取組に関するところでございます。アの委員の意見を踏まえまして、イの提言が示されているところでございます。

(ア)のほうでは、「いじめの対処には、学校いじめ防止基本方針にのっとり、丁寧な事実確認を行うとともに、初期対応の段階から、組織的かつ迅速な対応を図る必要がある。また、いじめの被害を訴えた児童生徒に対しては、学校だけではなく、関係機関と連携しながら、安心して学校生活を送ることができる環境を整えるよう努めていただきたい。」と示されております。

各学校のほうでは毎年「学校いじめ防止基本方針」を見直しまして、職員会議等で内容の確認を行った上で各学校のホームページに掲載するとともに、組織的な対応を図っているものと認識しております。引き続き学校訪問や担当者会等を通じまして、いじめの対処で担任等の抱え込みが起きないように、学校が組織的な対応が図れるよう、支援してまいりたいと考えております。また、今後につきましては、本審議会からいただいた提言を踏まえまして、いじめの防止等の施策の実施に努めてまいりたいと考えております。

最後に、参考資料3をご覧いただけたらと存じます。

令和4年度審議会、ネットワーク会議に関する年間スケジュールが示されているものでございますが、具体的には本答申の内容につきまして、この定例会のほうで報告が終わりました後、市の関係各課、関係機関に対して9月下旬に周知を図っていきたいと考えております。その際に、本審議会からの提言を踏まえまして施策の実施に努め、いじめの未然防止、早期発見、対処の目的に対して振り返りを行うよう求めるとともに、次年度の施策に反映されるよう、市の関係各課、関係機関のほうに依頼してまいりたいと考えております。

以上、相模原市子どものいじめに関する審議会の答申について、ご報告申し上げます。よろしく申し上げます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより、質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

宇田川委員 別紙のほうの3ページのところで、人権感覚の向上ということを目的に、啓発方法を工夫していくということで、啓発活動についてご説明していただきましたけれども、その啓発活動の内容について、例えばどのようなことなのか教えていただけますでしょうか。

松本学校教育課長 人権福祉活動展につきましては、各学校で取り組んでいる人権教育の内容につきまして、大体模造紙1枚分なのですが、コンパクトに取組内容をまとめ、子どもたちの活動の様子を撮った写真を載せた掲示物を作りまして、各区の学校の分を掲示しているというところがございます。

鈴木教育長 宇田川委員がおっしゃったのは、より工夫が必要であるということに対して、どういう工夫がされるのかという質問のため、現状ではなく、今後、事務局で考えていることがあればお答えください。

松本学校教育課長 失礼いたしました。より広げていくというところにつきましては、今までは2か所で展示を行っていたものを4か所に広げていきます。去年は総合学習センターと津久井中央公民館で行っていたのですが、今年につきましては、総合学習センターのほかに、未定ですが、緑区、中央区、南区にそれぞれ展示スペースを設けまして展示していくということ。さらに展示に際しまして、今まで学校教育課単独で人権活動展を行っていたのですが、ほかの課と連携をしまして展示をしてみたいです。

今年につきましては、11月に総合学習センターで展示を行う予定なのですが、これにつきましては人権男女共同参画課と連携しまして、人権男女共同参画課のほうで人権川柳の展示を行うのですが、それとタイアップした形で行っていくと。

もう一つとしては、来年の令和5年1月から2月にかけて、各区で展示スペースを設けて予定をしているのですが、これにつきましては地域包括ケア推進課と連携しまして、福祉ポスター、福祉作文等の展示を地域包括ケア推進課のほうで行うのですが、それとタイアップした形で人権活動展のほうも行って、より幅広く市民の方に見ていただく、場所のほうも設けていくと、そういう工夫を図っていく予定でございます。

鈴木教育長 場所とそれから内容を各課と連携しながら工夫するということなのですね。

宇田川委員 やはりいじめ防止ということに関しては、人権感覚の向上ということが、すごくキーポイントになってくるかなと思いますので、ぜひ工夫した啓発活動というものが、実態を伴う実のあるものになっていただけるようお願いできればと思います。

松本学校教育課長 人権活動展のほかに人権教育指導資料集のほうも作成しているところ

ではございますけれども、審議会の委員の方から、これは教員向けの資料集ではあるけれども、市民の方にもぜひ知っていただきたいということで、これは幅広に知らしめる手だてではないのかというご意見もいただいたところでございますので、これにつきましても市のホームページに掲載して、幅広にこういったことをやっているというところについて、市民の方にも伝えていきたいというふうに考えているところでございます。

鈴木教育長 今、宇田川委員から話があったのは、要は活動あるいは資料集を作ることが目的ではなくて、実際に効果があるようなことにつなげてほしい、実のあるものにとということなので、事務局でもそういうところを踏まえて、目的と手段が入れ替わらないようにお願いしたいと思います。

白石委員 今の啓発の関係をまず先にお伺いしたいと思います。参考資料2の4ページに家庭教育に関する関係機関、関係団体との会議、行事への参加というところで、この部分だけ継続・充実ではなくて、見直しとなっているかと思うのですけれども、どんなふうに見直しをするのか、またはされたのかを伺いたいと思います。

松本学校教育課長 これにつきましては、いじめ防止強化月間に啓発用のリーフレットを紙で配布しておりましたが、これについて見直しを図りまして、より児童生徒に周知が図られるように、タブレットPCを活用しまして、リーフレットを配布したということが、まず一つございます。

またいじめ防止フォーラムのところでございますけれども、これにつきましては昨年オンラインで実施したということがございますけれども、感染拡大の中で市民の参加の場面がなかったため、今年度もオンラインで実施するのですけれども、市民の方も参加できるような場面を設けていきたいと思っております。今年につきましては、10月26日に開催予定なのですが、総合学習センターの大会議室のほうに市民参加の会場を設けまして、市民の方もオンラインに参加できるような形で、このいじめ防止の取組について、子どもたちの取組を知っていただいた上で、ご意見をいただきたいというふうに考えているところでございます。

白石委員 紙からデータの配布に代わっていったということですね。

いじめに関する市の施策ですとか、学校への取組がいろいろ書かれているかと思うのですけれども、そもそもこのいじめに対して、普段学校の中で子どもたちが考えたり、教えられたりする場面はどんなふうに行われているのか、分かれば教えていただけますでしょうか。

松本学校教育課長 子どもたちへのいじめの伝え方というところで捉えておりますけれども、まず1つめは、先ほど申し上げたいじめ防止強化月間ということに関しますと、学校の方でリーフレットを使い、子どもたちが人との関わり、他者との関わりについてチェックボックスを設けて振り返る形になっています。その中で人に対して嫌な思いをさせていないかとか、困った場面を見かけたときに声をかけていますか等、振り返っていただいております。あとはいじめの定義にもありますように、自分が嫌な思いや傷ついたということを感じていれば、それはもういじめなのだということを、リーフレットを使った形で伝えていただいております。このように、リーフレットをただ配るだけではなくて、指導してくださいということを学校にお願いをしております。

2つめは、個別の事案がクラスの中にあったというところについては、人の気持ちを考えるというところで、こういったことはいじめに当たるのだということで指導していただいております。

3つめは、学校の特別活動、特に道德のところでも人との関わりについて考えるというところについて、こういったことはいじめに当たる、人に嫌な気持ちとか嫌な思いをさせていないかということ振り返りしながら、自分の平素の人との関わりについて考えさせると、そういった教育活動を通して、いじめについて、子どもたちに対して周知を図って、理解を進めていくというふうに考えてございます。

あともう一つ、学校で1学期に1度は必ずいじめに係るアンケートを取っているところがございます。その中でも自分が嫌な思いをしているということについて訴える意味もございしますが、こういった場面を見かけたときに気になっていることはあるかというような形で、アンケートに記入させるということもやっておりますので、そういったところで、いじめというのはこういった嫌な思いをしているのがいじめなのだということについて、学校のほうで周知を図っていると捉えております。

白石委員 そういう取組を積み重ねることで、いじめのいわゆる件数が、だんだんいわゆる減ってきているというふうに認識をしています。

もう一つ、私がちょっと感じるのは、自分の子どもなどを見ていてもそうなのですが、人に何か言うと傷つけてしまうかもしれない、またはいじめに当たるかもしれないということで、他者との関わりをセーブしているようなところも感じるような部分はあるのです。いわゆるコミュニケーションを必要以上に取ろうとしないというか。お互いを理解するという部分も当然いじめを防止するには必要だと思いますし、そうならないよう

に自ら線を引いてしまったり、壁をつくってしまったり、そのような傾向もあるような気はするのですね。

さらに今、LINEやSNSでのやり取りが増える中で、直接やり取りせずに、文字だけのやり取りでコミュニケーションを済ませようとしているようなところも非常に見受けられて、なかなか言葉で具体的に説明するのは難しいのですが、いじめとコミュニケーションとの境目というのでしょうか、ある意味大人も結構そういうところはあるのかもしれませんが、しっかり分けていかないと、何か人と人が理解するということは、当然コミュニケーションがなければ理解できないわけで、そのところを履き違えないようにしないといけないなとも思いますし、今子どもに対してのことでお伺いしましたけども、親の人権感覚とか、その辺が子どもに影響してしまうと思うので、やはり大人に対しても理解を広めるというのは非常に大切なのかなと思います。

ここにありましたように、特に発達障害を持っている子どもたちはどうしても目立ってしまいますし、1番最初にそういう対象になりがちだと思います。なので、発達障害についても、大人に対してもっと理解を広めていくようなことが必要なのかなと思います。

鈴木教育長 発達障害については、教員に対しては研修等もやっているのですよね。

松本学校教育課長 発達障害に対する理解というのは非常に重要だと捉えておりまして、人権研修ではあるのですが、発達障害の児童生徒に対しての理解を進めるという研修のほうも行っているところでございます。昨年度で49件、研修を行っているところでありますけれども、そういった人権研修の中でも理解を進めているところでございます。

平岩委員 これは審議会の答申ですので、大いに参考にとというか、大いに活用をぜひしていただきたいと思うのですが、その中で学校でのいじめがゼロということはありませんと捉えているという言葉がありました。そういった中で、児童生徒の困っていることを相談するとか、自分たちの課題を自分たちで解決に向けて行動できることが大事だということが出ていますので、いじめが起こって、その対処ではなくて、自分たちが解決する力をつけるということも、やはりこれはとても大きな課題だと思っています。

それと人権感覚を向上させるという言葉が度々出てくるのですが、子どもたちの中には既に人権感覚を持っている子どもたちもいますので、そういった子どもたちは、例えば自殺予防だとゲートキーパーなんていう言葉がありますが、少し困っている、いじめとかで困っている子に一声かけるだとか、そういったことができる子どもたちを育てるというのも、やはり大事なことなのだと思います。感想になります。

宇田川委員 すみません、今までのお話の中で気になったことがあるので、1点お伺いしたいのですが、先ほどいじめというものに関する認知とか周知のために子どもたちにチェック項目を設けてというようなところで、チェック項目の1例を挙げていただきましたけれども、その中にあった、例えば人に嫌な思いをさせていないかというようなところでは、要するに子どもの側に関して、自分の行為を取り直すようなチェック項目になっていたのですが、子どもたちが助けてもらいたいときに助けてと言うことができるというのは、大人に対する信頼ということがすごく大きいと思うのです。どうせ言っても駄目だと思って諦めてしまったら、もう言えないので、大人に対する信頼というものがすごく大きくなってくると思うのですが、子どもたちに対して周りに信頼できる大人がいますかというようなことを把握できるような、そういった機会というのはあるのでしょうか。

松本学校教育課長 先ほど申しあげましたリーフレットの中には、今ご指摘いただいた、助けてもらいたいときに声を上げる大人はいるかというところについて、項目は設けていない状況ではあるのですが、今後11月にもいじめ防止強化月間を迎えますので、その作成に当たっての検討材料にさせていただけたらというふうに考えております。

また、問題行動等、不登校等の調査がございまして、これは令和3年度の内容については10月に公表されるところでございますので、また追ってご報告差し上げるところでございますが、毎年本市の特徴としましては、いじめの発見のきっかけというのは、本人が教員に訴えたということが顕著に高いということがございます。捉えといたしましては、教員と児童生徒の信頼関係があることから、他市と比べて多い状況なのかなと思っておりますが、引き続き信頼関係を築けるような学級経営や学級風土づくり、そういったところについて留意していただくように、教員に働きかけをしながら、更にアンテナを高くして、いつでも助けのサインを見逃さず、何か困ったことがあったら話してくれていいのだよというような、そういった雰囲気を出していけるような形で、研修等で周知のほうを図ってまいりたいと考えております。

鈴木教育長 よろしいですか。

それでは、この件については終わらせていただきたいと思います。

相模原市図書館事業評価について

鈴木教育長 次に、日程4、報告第17号、「相模原市図書館事業評価について」、事務

局より説明いたします。

遠藤図書館長 それでは、報告第17号、「相模原市図書館事業評価について」ご説明申し上げます。

まず、今回のご報告の経緯といたしまして、図書館では平成26年度の事業から毎年度事業評価を行っておりまして、令和元年度の事業評価までは新相模原市総合計画の実施計画期間に合わせ、3年に1度教育委員会にご報告をし、公表してきたところでございます。

前回、平成29年度から令和元年度までの3か年につきましては、令和3年度にご報告をし、現在公表しているところでございます。

今回ご報告する令和2年度の事業分からは、新たな計画に合わせ、事業評価の手法についても見直しを行い、図書館協議会にもご意見をいただきながら作成を進めてまいりました。

その中で、報告及び公表に係る見直しといたしまして、3年に1度だと、令和2年度の事業は令和6年度にご報告することになってしまい、市民の方への情報提供も大分時間が空いてしまうことから、毎年度公表することとしたものでございます。

評価手法や内部評価等の記載等の見直しを行ったことにより、事業評価のまとめに時間を要してしまい、この時期の報告となりましたこととお詫び申し上げます。令和3年度以降の事業評価につきましては、更に評価のサイクルを改善し、翌年度速やかにまとめ、ご報告及び公表ができるよう、作業を進めてまいりたいと考えております。

それでは、評価の内容についてご説明を申し上げます。

まずお手元の別紙2の令和2年度相模原市図書館事業評価についての概要をご覧くださいければと存じます。

本件は図書館法等の規定に基づく運営状況に関する評価等につきまして、図書館協議会にもご意見をいただきながら評価手法等を定め、第2次相模原市図書館基本計画の進捗管理と併せ、令和2年度の図書館事業に係る評価を実施し、評価書としてまとめたものでございます。

まず1の評価の目的でございますが、図書館法などの規定に基づき、運営状況に関する評価を行い、運営の改善を図ることと、運営状況に関する情報を積極的に提供することを目的といたしております。

2の評価手法といたしましては、基本計画に掲げる4つの基本目標に沿って取組の状況と成果を抽出するとともに、基本目標に係る成果指標について、進捗状況を検証し、それ

らを踏まえて、総合的に内部評価、外部評価を行っております。

3の評価者といたしましては、内部評価につきましては、図書館職員が基本目標ごとに実施をしております。外部評価につきましては、本市図書館協議会に依頼をし、計画全体に対する総評として評価を実施いただいているところでございます。

4の利用者アンケートでございますが、基本計画の成果指標の一つである利用者満足度を測定することと、評価の参考とし、運営の改善に生かすため、図書館4館と公民館図書室については輪番制で1年に6室程度、毎年度行っているものでございます。

5の評価基準の設定につきましては、評価内容を定性的に記述することに加え、計画の進捗状況を客観的に判断する目安として、AからCまでの3段階の基準で評価を行っております。

6の用語につきましては、事業の実施主体を表す言葉といたしまして、内部評価に使われる用語を整理したものでございます。

次に、裏面をご覧ください。7の評価書の構成についてご説明をいたします。

ここで恐れ入りますが、お手元の評価書、別紙1になりますが、こちらの3ページをお開きいただければと存じます。

成果指標の進捗状況として、令和2年度の実績値を示すとともに、4ページから8ページにかけて、令和2年度の実績値の状況と各成果指標の個別の状況について検証しております。

令和2年度の実績値の状況といたしましては、コロナ禍の影響が非常に大きく、来館者等の利用サービスに係る指標につきましては、おおむね基準値や前年比を下回る結果となりました。ただし、一部の成果指標については増加が見られ、例えば6ページをお開きください。(3)利用者の満足度につきましては、目標値と同水準の80%となっているところでございます。

また、7ページでございますが、地域資料の蔵書数については、増加で推移をしているところでございます。

続きまして、こちら評価書の9ページをお開きください。

9ページから50ページにかけましては、各基本目標とその施策の方向に沿って、職員による内部評価を記載しているところでございます。

9ページの基本目標1を例にご説明をいたします。

(1)概要及び施策の方向で、基本目標の概要とそれに関連する5つの施策の方向を示

しております。(2) 関連する成果指標で基本目標1に係る成果指標を挙げているところ
でございます。

10ページをお開きください。

(3) 施策の取組状況で施策の方向に基づき実施した主な取組について、中段の主な取
組状況の欄において全体や複数の回にわたる取組を前半に記載をし、その後、各図書館の
取組を後半に記載し、実績内容や事業の成果等を記載しているところでございます。

続きまして、23ページをお開きください。

基本目標1の5つの施策の方向全てに対し取組と成果を抽出した上で、基本目標1に対
する内部評価といたしまして、評価基準となるB評価と評価内容を定性的に記述しており
ます。こちらについては基本目標2から4についても同様に内部評価を実施したところで
ございます。

続きまして、51ページをお開きください。

51ページから52ページにかけて、図書館協議会による外部評価の総評が示され
ております。また、総評に続きまして、52ページ以降においては各委員の意見として委
員の皆様からいただいた個別のご意見について、対応する基本目標の観点ごとにまとめて
おります。

続きまして、別紙2の概要にお戻りください。

8の外部評価の結果でございますが、まず(1) 評価基準としてはBと評価されました。
コロナ禍の状況も考慮に入れながら、図書館の取組を評価していただいた一方で、成果指
標の多くは減少してしまったことから、Bと評価をいただいたものです。

評価いただいた点として、新型コロナウイルス感染症拡大化において、安心して図書館
を利用できる環境の整備に努めながら、基本目標に沿った取組を実施した点について評価
をされました。また、感染症拡大化で実施が困難となった事業についても、例えばお話し
会のオンライン配信を行うなど、状況に応じた新たなサービスを実施したことや新たなサー
ビスの実施に向けて検討を進めたことについて評価をされ、それが成果指標である利用者
の満足度向上につながったのではないかという見方が示されたところでございます。

一方で、(3)の課題といたしまして、来館者数や登録者数などの各成果指標が減少した
ことについて、コロナ禍でやむを得ない面はあるものの、その動向を注視しながら各施策
の取組によって成果指標の向上を図ることが挙げられました。

基本目標に基づく取組については、おおむね実施はできているものの、一部進捗が把握

しにくい施策も見受けられるため、進捗の程度や今後の展開を内部評価で示していくことが望ましいとの指摘がございました。また、図書館運営の視点から中央図書館機能の確立・充実について、施設の再整備と併せ着実に推進することが挙げられております。

今回の評価に当たりいただいた図書館協議会委員による外部評価、利用者意見を真摯に受け止め、今後とも改善を積み重ねながら更に市民や地域に役立つ図書館を目指して運営活動していく所存でございます。

評価に係る今後のスケジュールでございますが、教育委員会への報告ののち、この事業評価書を図書館ホームページにおいて速やかに公開する予定でございます。

以上で報告第17号、「相模原市図書館事業評価について」の説明を終わらせていただきます。

鈴木教育長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたらお願いいたします。

白石委員 ありがとうございます。非常に膨大な評価内容で、じっくり読み込むというのに分かってくるなと思いました。

まずお聞きしたいのが、資料の見方についてですが、例えば事業評価書の3ページに成果指標、令和2年度の実績値とあります。1番目の登録状況がありますけれども、この市民登録率というのは、新規登録者数を市民で割った割合という理解でよろしいでしょうか。

遠藤図書館長 市民登録率は登録カードを持っている方の人数を市民の人数で割ったものでございます。図書館の場合、4年間利用が無いと登録が抹消されてしまいますので、やはり新規登録を積み重ねていくことによって登録率が増えていくことが、図書館がやらなければいけないことというふうに理解しております。

白石委員 ありがとうございます。要は図書カード持っている人は4年に1回、使っていない人は抹消されてしまうので市民登録率は減る場合があるという理解でよろしいでしょうか。

遠藤図書館長 はい。何も施策をしないとどんどん減って行ってしまいますので、そこを増やす努力をしていきたいと考えております。

白石委員 ありがとうございます。実績値についてはまさしく2年度はコロナ真ただ中で、1番そういう公共施設の利用も控えられた時期だと思うので、減ってしまうこと自体はもう致し方ないことだと感じています。この教育振興計画の中にもありますけれども、やはり今お話ありましたように、大事な社会教育施設の柱である図書館が相模原には3館

ありますけれども、やはりまず新しい方に使っていただく、知っていただくことが非常に大事だと思いますし、その指針となるのが新規の登録者がどれだけ増えていっているかということだと思います。これは公民館の図書室とも図書館ネットワークがつながっていますし、いろんな手法考えられているかだと思いますので、ぜひ新たに図書館に行ってみたいという人、特に今子どもたち、スマホで本を手にする機会が本当に少なくなっていると思います。ぜひ新たに図書に関心を持って、またそのきっかけとなるようなことをしていただければなと思います。

以上です。

平岩委員 この評価ですけど、内部評価と外部評価というのが並行して掲載されていて大変いいことだと思います。これはしっかりと読まないといけないなと思っています。

その上で一つだけお伺いしたいのですが、市民登録率なのですが、他市の状況を参考に伺っておきたいのですがいかがでしょうか。

遠藤図書館長 すみません、今日は資料を用意してございませんので後日比較等の資料をお配りさせていただきたいと存じます。

鈴木教育長 調べることはできるのですか。

遠藤図書館長 できます。

平岩委員 分かりました、ありがとうございます。

白石委員 今のことに関連して、相模原は近隣市の町田や大和等と相互利用をされているかだと思います。今お話ありましたように、相模原の人で他市の図書館に登録している人がどれくらいの割合なのか、逆に他市の方で相模原の図書館に登録されている方がどれくらいの割合なのか、もし分かれば併せて教えていただければと思います。

遠藤図書館長 市民が他の市町村へ登録している人数は約44,000人ありまして、他市町村の方が本市の図書館へ登録されている人数は約23,000人と承知しています。

鈴木教育長 ちなみに他市町村というのはどこが入りますか。

遠藤図書館長 現在提携しております県央地区の秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、清川村、愛川町、それから町田市、八王子市と上野原市になります。

鈴木教育長 そこのエリアで本市の市民が登録しているのは約44,000人、エリアから相模原市の図書館に登録しているのは約23,000人という理解でいいですかね。

鈴木教育長 後日、他市の登録率については、もし分かれば県内、それから政令市等で比

較ができるようお願いしたいと思います。

それではこの件について、終了させていただきます。

ここで、前回定例会後の私の活動状況等について、ご報告いたします。

8月4日木曜日に、市の校長会と教育委員会事務局で意見交換会を行いました。やはり大きい話としては、教員不足等の状況について、校長先生方からご意見をいただいて、それに対応するものとして現職の他市で働いている方の教員の募集を始めたところでございます。

8月27日土曜日、相模川自然の村野外体験教室で望遠鏡を使ったスターフェスティバルの見学に学校教育部長と私が参加させていただいて、実際に来られた方は20組くらいで多くはなかったのですが、やはり行ってみて生の体験というのはとても重要だと思いました。たまたま私が行ったときは、雲の合間から望遠鏡で土星を見ていたところ、土星の輪が見えたのです。それについて子どもたちが本当によかった、生のものが見えてよかったということを言っていましたので、子どもにとって実際に望遠鏡を使って星を見るとか、色々なことを体験することが、子どもの成長にとって重要なんだなというのを実感した1日でございます。

9月3日は、キッズドリームデイということで、元日本代表のサッカー選手のラモス瑠偉さんや中澤さんと、県央の本市、それから海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町の市町長・教育長が参加して中学生と元日本代表と試合をやったのですけれども、やはり中学生にとって元代表のテクニックですとかボール回しですとか、実際にサッカーやっている中で貴重な経験ができてよかったということを言っていました。

9月4日は、平岩委員も参加してくださいましたが、令和4年度の相模原市の防災訓練に参加しました。

では、ここで次回の会議予定日を確認いたします。次回は10月21日、金曜日、午後3時から第1特別会議室で開催する予定でよろしいでしょうか。

それでは、次回の会議は10月21日金曜日、午後3時からの開催予定といたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

閉 会

午前10時43分 閉会